

福岡県県土整備部公募型プロポーザル方式(試行)実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県県土整備部本庁各課及び各出先機関が所管する建設工事に係る調査、計画、設計等の業務のうち、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものの契約にあたり、公募型プロポーザル方式により当該業務に最適な者を特定するために必要な事項を定める。

(公募型プロポーザル方式)

第2条 公募型プロポーザル方式とは、参加条件を提示し広く多くの者から参加希望者を募り、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者と随意契約を締結する方式である。

(公募)

第3条 公募型プロポーザル方式による契約を行おうとするときは、参加者を公募するものとする。

2 公募の方法は、次の各号のうち必要な事項を発注所属において見積り決定の時まで掲示及び県のホームページに掲載する方法（以下「公告」という。）により行う。

- (1) 業務の概要
- (2) 技術提案書の提出者に要求される資格及び条件（以下「参加条件」という。）
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）
- (4) 参加表明書の留意事項
- (5) 技術提案書を特定するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (6) 技術提案書の留意事項
- (7) 業務に関する説明書等についての質問の受付及び回答
- (8) 支払条件
- (9) 苦情申立てに関する事項
- (10) その他必要な事項

(選定基準及び評価基準)

第4条 前条第2項第3号の選定基準及び第5号の評価基準は別表1を参考例とし、当該業務内容を十分検討のうえ、必要に応じて項目の追加、変更、削除及び配点を行い、適切に設定するものとする。

(部審査委員会)

第5条 福岡県県土整備部競争入札参加者審査委員会要綱に定める部に付置する審査委員会（以下「部審査委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 参加条件
- (2) 選定基準
- (3) 技術提案書の提出者の選定

(技術審査委員会)

第6条 県土整備部技術審査委員会設置要領に定める技術審査委員会(以下「技術審査委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 評価基準
- (2) 技術提案書の評価
- (3) 当該業務について技術的に最適な者の特定

(参加表明書の提出)

第7条 当該契約を所掌する本庁各課長又は各出先機関の長(以下「契約担当者」という。)は、技術提案書の提出者を選定するため、参加を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。

2 参加表明書は、当該業務の内容に応じて次に掲げる事項の中から契約担当者が選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程等による登録に関する事
- (2) 参加表明書提出者の実績に関する事
- (3) 配置予定技術者の資格及び実績に関する事
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他必要と認める事項

(技術提案書の提出者の選定)

第8条 契約担当者は、参加表明書を提出した者の中から部審査委員会の審議を経て、技術提案書の提出者を5者程度選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、参加表明書を提出した者が5者未満の場合は、部審査委員会の審議を経て、参加条件及び選定基準を満たす全ての者を選定するものとする。

(技術提案書の提出要請)

第9条 契約担当者は、前条により技術提案書の提出者として選定された者に対して、技術提案書の提出者に選定した旨の通知及び技術提案の提出要請書(様式第1号)他必要書類を送付するものとする。

(非選定理由の説明)

第10条 契約担当者は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由を書面(様式第2号)により通知するものとする。

2 技術提案書の提出者に選定されなかった理由に係る苦情申立てについては、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」(平成14年12月24日管行第136号の2総務部長依命通達)(以下「苦情処理要領」という。)の規定に準じて行うものとする。

(公募型プロポーザル選定委員会)

- 第11条 契約担当者は、公募型プロポーザル選定委員会（以下「プロポ選定委員会」という。）を設置して技術提案書の評価及び技術的に最適な者を特定する。
- 2 プロポ選定委員会の委員は、福岡県県土整備部競争入札参加者審査委員会要綱に定める審査委員会（本庁にあっては各課に付置するもの。出先機関にあっては、各出先機関に付置するもの。）委員の中から契約担当者が選定する。ただし、必要に応じて審査委員会委員以外の者を選定することができる。
 - 3 プロポ選定委員会の委員長及び副委員長は、当該審査委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

（技術提案書の特定）

- 第12条 契約担当者は提出された技術提案書を取りまとめ、前条に規定するプロポ選定委員会に提出するものとする。
- 2 プロポ選定委員会は、提出された技術提案書について評価基準に基づき評価を行い、評価等の公正性、客観性、透明性を確保するため、外部有識者の意見を聴取のうえ、当該業務について技術的に最適な者を特定し技術審査委員会へ諮るものとする。
 - 3 技術提案書の特定は、公告時に示した評価基準における評価項目、評価の着目点によることとする。
 - 4 技術審査委員会において技術提案書の特定を決定したときは、契約担当者は特定された技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨を書面（様式第3号）により通知するものとする。

（非特定理由の説明）

- 第13条 契約担当者は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及びその理由を書面（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 技術提案書を特定しなかった理由に係る苦情申立てについては、苦情処理要領の規定に準じて行うものとする。

（技術提案書）

- 第14条 技術提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡及び退職等のやむを得ない場合で、変更後の技術者について契約担当者が配置予定技術者と同等以上の技術者であると認めた場合には変更ができるものとする。
- 2 技術提案書提出後は、特別な場合を除き技術提案書に記載された内容の変更及び差替えを認めないものとする。
 - 3 技術提案書提出時に、必要な場合は参考見積りを求めることができる。ただし、提出要請書等において参考見積りの取り扱いを明らかにしておくものとする。
 - 4 技術提案書の作成及び提出並びにヒアリング等に要する費用は、提出者の負担とし、技術提案書の返却は行わないものとする。
 - 5 提出された技術提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。

6 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(特記仕様書の作成等)

第15条 特記仕様書の作成にあたっては、特定された技術提案書の内容を適切に反映するものとする。

2 必要がある場合は、特定された技術提案書の提出者と提案内容及び業務内容について意見交換を行うことができるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。